

第12章

化学物質管理

第12章 化学物質管理

概 況

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっている。現在、原材料や製品など様々な形で流通している化学物質は数万種類といわれている。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌に排出している。

そこで、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づき、PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が設けられている。PRTR 制度は、これまで市民がほとんど目にすることのなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度である。

この制度は、化学物質を環境中に排出した量（排出量）や、原料や製品として事業所の外へ移動させた量（移動量）を事業者が自ら把握し、年に1回市を通じ国に届け出ることから始まる。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、二つのデータを併せて公表している。

さらに、県条例では、化学物質の製造量と使用量の合計（取扱量）についての届出、化学物質を適正に管理するために講ずる措置を記載した書類（特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。））の作成・提出及び事故時の措置を義務付けている。愛知県は、化管法及び県条例に基づき届出・推計された愛知県内の化学物質の環境への排出量等を取りまとめ、毎年公表している。

届出の状況

化管法及び県条例の対象となる事業所の数は、表12-1のとおりである。また、化管法に基づく届出の状況は表12-2のとおりであり、県条例に基づく届出の状況は表12-3のとおりである。

表12-1 化管法及び県条例対象事業所(2024年3月31日現在)

業種	化管法事業所数	県条例事業所数		
		従業員数		
		20人以下	21人以上※	計
繊維工業	4	1	3	4
出版・印刷・同関連産業	1	0	1	1
石油製品・石炭製品製造業	1	0	1	1
プラスチック製品製造業	4	0	4	4
金属製品製造業	2	0	2	2
輸送用機械器具製造業	1	1	0	1
下水道業	2	1	1	2
燃料小売業	32	31	1	32
洗濯業	1	0	1	1
商品検査業	1	0	1	1
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	2	1	1	2
医療業	1	0	1	1
計	52	35	17	52

※ 管理書の作成及び提出並びに事故時の措置に関する届出の対象事業所である。

表12-2 化管法による届出の状況

項目	受理件数
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	48
変更届出書	6
過年度新規届出書	0
取下げ願	1
電子情報処理組織使用届出書	3
電子情報処理組織変更届出書	15

表12-3 県条例による届出の状況

項目	受理件数
特定化学物質取扱量届出書	52
特定化学物質等管理書作成提出書※	0
特定化学物質等管理書変更提出書※	2
特定事業所の事故時の措置に関する届出書※	0

※ 従業員数が21人以上の事業所を有する事業者が対象である。